

17 Community

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

eメール shichoshacommunity@yahoo.co.jp
 HP <http://kqcomshky.cocolog-nifty.com/blog/>
 Join <http://space.geocities.jp/shichoshacommunity/HPshichoshacommunity/nyukai.html>
 ↑↑年会費 1000 円 FAX 059-222-3165 監激コム

「言論の自由を守る砦」のために ～放送行政の独立機関化を考える

『放送レポート』編集長 岩崎 貞明

総務省が発表した“権力を監視する放送を国家権力が監視するというねじれを解消する「言論の自由を守る砦」”構想は今どうなっているのでしょうか。メディア総合研究所事務局長の岩崎貞明さんにお話を伺いました。

原口一博総務大臣は、昨年 12 月から総務省で「今後の ICT 分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」を発足させた。原口大臣によれば「言論の自由を守る砦」を作るための議論を、有識者などによるこのフォーラムで 1 年ほどかけて行っていくのだという。これまでの議論を傍聴している限りでは、各メンバーが自らの関心事をそれぞれ散発的に述べ合うだけで、集中的な議論はまだ始まっていないが、「国民のコミュニケーションの権利」などといった、自民党政権時代にはおよそ公的な場では聞くことのできなかった単語が飛び交う会議には、新鮮な感銘を受けた。こういう会議が公開で（インターネット中継もされて

いる）進められることは歓迎したい。

この「砦」がいったいどのようなものを想定しているのか、現時点でははっきりとしていないが、選挙前から公表されていた民主党の政策集『INDEX 2009』の中では「通信・放送委員会（日本版 FCC）の設置」と題して〈通信・放送行政を総務省から切り離し、独立性の高い独立行政委員会として通信・放送委員会（日本版 FCC）を設置し、通信・放送行政を移します。これにより、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入を排除します〉とうたっている。放送行政を政府から切り離して、放送に対する国家権力の不当な介入を排除しようという姿勢を示していることは、まず評価していいと思う。

問題は、そういう組織をどのように作り上げ、運営していくか、ということにある。そこで、先進諸外国では通例となっている独立行政委員会による放送行政を実現するために、筆者としてぜひ検討してもらいたいと考えるポイントをいくつかご紹介したい。

→(13 ページに続く)



「今後の ICT 分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」について

共同代表 醍醐 聰

12 月 16 日、1 月 21 日開催の 2 度の議論を見る限りでは、浜田座長が、「放送・報道の自由を守る砦」に議論の対象を絞ると提案したものの、各委員からは「クロスメディア」論、「記者クラブ論」、「振興策」、「パブリック・アクセス」など、総務大臣、メンバーが入り乱れて個人的な思い入れで気ままにアジェンダを挙げ、收拾がつかない状況になっているように思える。その根本原因は「国民の権利保障」と言う時、「誰の」権利を「誰が」「どのように」守るのかという主体と客体が定まっていないからではないか。

私たちの理解では、「権力を監視する放送を国家権力が監視するというねじれを解消する」という言葉に集約されたこのフォーラムの設置の趣旨からして、放送の自由という権利（裏返せば義務）を国家権力の干渉から守るための制度づくりを目指す、そのため、現在、行政が担っている放送行政

をいかにして権力機構から切り離すかを議論するはずだったにもかかわらず、フォーラムが進行するにつれ、いつの間にか、

①「視聴者・市民」の人権を放送事業者の権利侵害（プライバシーや虚偽報道などでしょうか）からいかに守るか、あるいは、

②記者クラブの排他的仕組みから、フリーのジャーナリストの取材の権利をいかにして守るかを議論する場に変質しかけているように思える。

あるいは、岩崎さんが指摘されるように、既成の大手メディア VS 独立系メディア・ローカルメディアという図式でメディア内部の利害の差を逆手にとって、大手メディアをコントロールしようという構図とってよいのかかもしれない。

しかし、①も②もそれ自体としては大いに検討の必要があるが、各メンバーが今回のフォーラムの所期のテーマを共有せず、ばらばらなことを言い出すと、焦点が拡散し、核心から外れてしまう。こうした議論の展開は、表向き（あるいは当初）放送行政の権限

を第三者に移行させると言いながら、行政権限の「うまみ」を温存したい政治家には都合に違いない。

このような状況では、世論がよほどしっかり監視し批判的な意見を発信しなければ、独立放送委員会構想はとん挫してしまうのではないかと考える。

そこで、「開かれた NHK をめざす全国連絡会」への提案であるが、細かな要望は今後にして、「全国連絡会」名でフォーラムの浜田座長・各委員宛に「放送と報道の自由を守る砦」として、放送行政の独立化にアジェンダを絞るように申し入れを提出する必要があるのではないだろうか？もちろん、その際にはクロスメディア論などについて私たちの見解を付言することになってもよいと思う。

政権交代で開けかけた、独立放送委員会構想の可能性を消さないためにも、私たちの意見発信が重要な時期だと思う。その第一歩は私たち自身が活発な意見交換、応答をし、提案を出し合うこと必要と思う。 ■

NHK News7 Watch!**NHK「ニュース7」ウォッチから見てくること**

2010.2.11 会員 お邪魔します

ニュース番組が低迷する中、「ニュース7」は常に週刊TV視聴率のトップテン内に入っている。視聴者は一日のニュースをこの「ニュース7」を見ることでカバーしているとしたら、「ニュース7」番組の内容は大変重要になる。

一体、30分間にどのような情報が盛り込まれているのか、12月から週2回ほどダビングして、少し丁寧に中身を追ってみた。

注) ア) はアナウンサー

* は筆者のコメント

1) NHKはどっちを向いているの、アメリカ？ 日本？

普天間移設問題—日米事務レベルで協議、進展は—

(5分34秒) 2/2 (火)

ア) オバマ政権で対日政策を担当しているキャンベル次官補が来日し、普天間基地移設問題での事務レベル協議が開かれた。

・日本側は5月末までに移設先の決定に向けゼロベースで候補地の検討作業

・アメリカ側は名護のキャンプシュワブ沿岸への今の計画が最善と強調した上で次のように話しています。

・現行案が最善だとは思いますが、他の選択肢も話し合う用意が出来ている。

ア) キャンベル国務次官補はこの後行われたNHKとのインタビューで、話し合う用意を重ねて強調しました。

ア) アメリカの姿勢は、4年ぶりに発表されたアメリカの新しい国防戦略にも現れている。文書(米国務省「国防戦略見直し」)に、在日アメリカ軍の再編合意が履行されるよう日本側と作業を続けるという記述が盛り込まれた。アメリカが敢えて日米合意に言及したことは、現行案の履行を求める強い意思の表れと受け止められている。

* 赤字の部分(破線下線部)だけ文字化されて画面に出ていた。

* 日本側の「ゼロベースで他の選択肢を模索(米国も話し合う用意あり)」と、米国の「現行案が最善」、日米の立場の説明では後者を長々と、「国防戦略の見直し」の文書を大書きにし、さらに米国の強い意志のみを赤字で強調するのはNHKの主観の介入を窺わせる誘導的な報道の仕方ではないだろうか。

2) これってニュースじゃないの？

—横浜事件 2/4 (木)

- ① 小沢幹事長不起訴
- ② 朝青龍現役引退
- ③ “感覚的なもので車両の欠陥ではない”
- ④ 2500円要求(春闘)
- ⑤ “災害食”を考える
- ⑥ 気象情報

* 購読紙の東京新聞夕刊では、『横浜事件は冤罪』として戦時下最大の言論弾圧事件を一面トップで大きく扱った。確かに新聞夕刊発行時とニュース7放映時には時間差があり、その間に小沢氏の不起訴、朝青龍の引退が決定されたとしても、横浜事件冤罪がニュースとして全く扱われないことは解せない。✓

3) ニュースの重要度の基準は何？

—日米安保条約 50年 1/19 (火)

- ① 小沢幹事長 参考人聴取“前向きに検討”特捜部に回答(7分10秒)
- ② 衆議院代表質問“政治とカネ”(4分)
- ③ 日本航空—会社更生法適用を申請(9分50秒)
- ④ ハイチ地震(2分30秒)
- ⑤ “春闘の指針”発表(53秒)
- ⑥ 死刑確定・オウム真理教元幹部・新見智光被告(41秒)

⑦ 改定 50年・日米安全保障条約から今日で 50年(43秒)

⑧ スポーツ(2分)

⑨ 気象情報(1分55秒)

* 今、普天間基地の移設問題で沖縄県民は勿論の事、政府を挙げてすったもんだしているその根本にある日米条約が50年目を迎え、共同声明が発表されたというのに、ニュースの順番は7番目、スポーツの前という扱い。しかもたった43秒とは驚いた。NHKにとってニュースの重要性の基準は何だろうか？

4) 時間配分はこれで良いの？

—スポーツ関連に10分以上

1/10 (日)

- ① 普天間基地移設(3分)
- ② 東京・銀座 高級腕時計盗難(2分10秒)
- ③ バンクーバー5輪に向けて(4分)
- ④ 消費税(1分35秒)
- ⑤ 迷惑メール対策について(3分30秒)
- ⑥ 生活保護費—不当に天引き(2分35秒)
- ⑦ クリスマスツリー(アメリカ)(3分30秒)
- ⑧ 北朝鮮拉致被害者“年内の解決を”(50秒)
- ⑨ スポーツ(6分30秒)
- ⑩ 気象情報(1分40秒)

* ③のバンクーバー5輪と⑨のスポーツで計10分30秒。30分間の番組中、三分の一を占めている。視聴者はそんなにスポーツを見たいのだろうか？

5) きらりと光る記者のリポート

—阪神・淡路島大震災 15年

1/17 (日)

「～、～。町の復興だけでなく、ひとりひとりの心に復興が感じられるような取組がこれからも求められる。」

* 神戸からの女性記者は被災者の実態を丁寧に取材したと思われた、視聴者の心にも届く大変良いリポートだった。

(ウォッチを通して見たこと)

2月2日(火)の報道に見られるように、閣僚の談話や取材した相手の言葉の中から、NHKが特に強調したい部分だけが文字化され、更に強調したいところは色文字を使って表していた。それらはNHK自身が選択したものであり、何かの意図を持って選択しているとは思えない。私たち視聴者がNHKに求めるものは、NHKの主張ではなく、事実の報道です。

みなさまも是非このウォッチに参加していただませんか？「大勢の市民の目が見てるぞ！」とNHKに声を届けましょう。 ■



放送を国民のものとするために

―視聴者運動と放送の民主化―

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

ティ・共同代表 醍醐聰

番組劣化の負の循環を断ち切るために

NHKが民放かを問わず、放送局はしきりに「視聴者第一主義」を口にする。NHKは視聴者を「お客様」と呼んではばからない。しかし、言葉と現実の隔たりは依然として大きい。「視聴者と放送界を結ぶ回路」となるべく設立された「放送倫理・番組向上機構」(BPO)の二〇〇八年度年次報告会記録に収録された放送と青少年に関する委員会の各委員の発言録を読むと、放送界(特に民放)への各委員のあきらめにも近い苦言が随所に記されている。

「勝手に『番組制作者は、本当は質の良い番組を作りたいのに、視聴率の確保や予算の制約、毎週毎週追われるように時間枠を埋めなくてはならない時間の制約の中で、やむなく視聴者から安易、低俗等々と批判されるような番組を作らざるを得ないのだろ』」と思い込んでおりました。ところが、驚いたことに委員会に求められた担当者の方々は、どなたも自信に満ち満ちていて、BPOに「たまたま」(?) 寄せられる視聴者意見がどうであれ、現に視聴率が取れているということは、多くの視聴者に支持されているということであり、それが即ち「良い番組」なのだと言わんばかりで、私が

想像していた苦悩など、微塵も感じられませんでした。その繰り返しの中、正直なところ、青少年委員でいることに虚しささえ感じるようになりました。」

(山田由紀子委員。『BPO報告』二〇〇八年度年次報告会特集号、二〇〇九・四・二五所収)

視聴率の追求が番組の質にもたらす

負の影響は民放だけではない。NHKも二〇〇八年にまとめた三ヶ年(二〇〇九・二〇一〇・二〇一一年度)経営計画で経営目標の一つとして「接触者率」(一週間にテレビ、インターネット、携帯端末、DVD等で五分以上、NHKの番組を見たり聞いたりした人の割合)を二〇一一年には八〇%に引き上げるという目標を掲げた。そして、この目標達成に向けNHKは、民放で人気を博したタレントを起用したバラエティ番組枠を増やすだけでなく、3Screensと銘打って放送、録画に加え、NHKオンラインなど放送外のNHKの媒体へのアクセスも含めた接触者率の目標達成に向け、時間帯ごとにターゲット世代を定めたゾーン番組編成を組んでいる。特に、NHKへの接触率が低い若者世代を対象に、携帯などで撮影した映像を投稿してもらう『特ダネ投稿DO画』や、放送前に携帯にミニストーリー小説が配信された放送でトリックを明かす『探偵Xからの挑戦状』、簡単レシピや便利グッズなどを紹介する情報番組『ワンセグランチボックス』、大河ドラマ『天地人』のダイジェスト番組、『ダーウィンが来た!』から派生したスピノフ番組『ケータイ大自

然』など、あの手この手の新企画を繰り出している(平成二十一年度第一四半期業務報告)参照。

年代ごとに興味、関心に差があり、ライフ・ステージの違いに応じて視聴者が期待する放送番組に違いがあることは否めない。しかし、公共放送には世代ごとの縦割りの関心に応じた多様性ばかりでなく、世代を超えて有権者たる市民が政治への参加に必要な多様な知見を涵養する使命を負っている。また、不特定の視聴者に異なる意見、思想、文化との出会いの場を設け、各自の思考の固定化、教養の一面化を防ぐ言論の公共空間、放送文化の担い手としての役割も負っている。定期的な視聴率調査をにらみながら、なりふり構わぬ手法で週五分以上の接触者率の目標達成に躍起になることで、こうした公共放送の使命がなおざりにならないか、番組の内容を二の次にして、若者世代の好みに合うかどうかを尺度に番組を評価し、編制替えすることが公共放送に求められる視聴者第一主義なのか?

翻って考えると、放送に求められる公共性とは大衆の好奇心を充足することではないし、制度としてのメディアの表現の自由は番組制作者に与えられた自然権ではない。権力の介入を受けることなく公共情報を行きわたらせるといふ使命を遂行するために与えられた自由である

(奥平康弘「放送の自由をめぐるパラダイム転換」日本民間放送連盟研究所編『放送の自由』のためにく多チャンネル時代のあり方を探る』一九九七年所収を参照)。

にもかかわらず、放送メディアが視聴者に対し、自分の興味・関心だけから断片的な情報を選択してアクセスできるコンテンツ・メニューを揃えるのに腐心したのでは趣味の「たこつぼ化」を助長することになってしまふ。受信料制度とは市民誰もが共有すべき政治的・経済的・文化的教養を低廉なコストで視聴できるように財源をプールする社会連帯のシステムではなかったか?

(醍醐聰「公共放送における受信料制度の意義」『現代思想』二〇〇六年三月、参照)

このように考える私は「接触者率」を経営目標に掲げたことが目に見えない形でNHKの公共性を蝕んでいく危険性を感じざるを得ない。こうした危うさを放送界はもとより、視聴者自身が直視し、「この視聴者にしてこの番組」といった劣化の負の循環を断ち切る努力が求められている。

そこで以下では、このような問題意識を前提にして視聴者と放送局をつなぐ回路をどのように充実・強化していけばよいのか、視聴率を注視しながらも、それによって番組の質、放送の公共的使命を腐食されない放送メディア、そのための経営環境を確立するために視聴者は何ができるのか、何をなすべきなのかを検討してみたい。

二 視聴者と放送局をつなぐ回路の充実・強化

●視聴者による番組の監視・激励

基本的なことは視聴者一人一人が優れた番組には激励を、問題を感じた番組には批判・注文を直接放送局へ送るなり、様々な媒体（BPOや新聞の投書欄など）に送るなりする番組監視活動に取り組むことである。

まず、BPOについていうと、機構内の三つの委員会のうち、放送倫理検証委員会は様々なルートから対象番組を選定して放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関わる問題を審議することになっている。このうち視聴者から指摘された番組について審理の結果、虚偽の放送により、視聴者に著しい誤解を与え放送倫理上の問題があった場合は「勧告」または「見解」としてとりまとめ、当該放送事業者および放送番組審議会に書面により通知し、公表することになっている。

また、放送と青少年に関する委員会は、視聴者から寄せられた意見について審議し、委員会の見解を機構の構成員であるNHK、民放連および同加盟社に連絡するとともに公表し、放送事業者の自主的検討を要請する。そして、各放送局に検討結果または具体的対応についての報告を求め、これを公表することになっている（委員会運営規則第一条（1））。

さらに、運営規則の第三条では視聴者から寄せられた意見（放送のあった日から三ヶ月以内に寄せられたもの）の取り扱い基準が定められ、委員の三分の二以上の賛成で委員会の「見解」とする（同

第六条）。

さらに、委員会は、審議結果を当該放送事業者に速やかに伝えるときに、視聴者から寄せられた意見の概要、審議結果、当該放送事業者の対応等を月報等にまとめ、構成員、青少年関係機関等に配布する。また、機構が発行する「BPO報告」や、ホームページへの掲載、記者会見等適宜の方法により、公表することになっている（同第八条）。

近年、BPOに寄せられた視聴者意見を種別にみると左記表①のようになっている。

	番組全般	人権	青少年	BPOに関するもの	その他	合計
2005年度	3165	190	211	145	79	9671
2006年度	4724	211	1319	621	3157	11032
2007年度	7554	145	2214	983	6097	16993
2008年度	8765	79	1496	736	4845	15923

表① BPOに寄せられた視聴者意見の種別件数の推移

(出所) BPO「2008年度の視聴者意見に関する統計データ」より

次に、NHKは視聴者コールセンターや本部各部署、全国各放送局に寄せられ

た視聴者の意見、それへの対応報告を二ヶ月ごとにまとめた「視聴者対応報告」を刊行し、NHK経営委員会に報告するとともに、NHKオンラインに掲載している。

毎回の報告は、まず「視聴者の声」の内容別（意見・要望、問い合わせ、その他・不明）・分野別（放送番組、受信料、受信相談、経営、上記以外）等の集計結果、意見へのNHKの対応状況（受け付けた一次窓口で対応を完了する一次対応と該当部署へ転送する二次対応の区分）、各期間のピックアップ（反響が多かった番組に寄せられた好評意見と厳しい意見の件数とそれぞれの意見の摘記、反響が多かった上位一〇番組のリストと各番組への意見の摘記、再放送希望が多かった一〇の番組、意見や要望への対応）といった構成になっている。

二〇〇九年七月・八月分の報告に掲載された視聴者の意見をみると、反響が多かった番組のひとつとして、初めての裁判員裁判の報道が挙げられ、反響の詳細が下記表②のように報告されている。

こうした視聴者意見の集計・公表の仕方についていくつかコメントしておきたい。

①まず、この種の件数を添えて意見を集計するにあたっては、各意見をどのように分類・集計するのが重要である。「好評意見」の約三分の二を占める（番組内容への要望）とは具体的にどのような意見なのかを示さないまま「好評意見」に分類するのは不適切である。

②視聴者意見を公表すること自体、視

表②

初の裁判員裁判の報道に関する視聴者意見
(2009/8/3～8/6)
* 判決後の記者会見での顔出し: 72件、
個人が特定されないか
(会見以前): 17件
** 「被告」か「被告人」か: 44件
*** 個人が特定されないか: 23件、
細部に踏み込み過ぎ: 16件
好評意見、不評意見とは別に、問い合わせ 107件、持論 159件、その他 14件

聴者自身が情報を共有し、様々な意見に交わる機会を作るという点で有益であるが、寄せられた意見、特に多数の視聴者から集中した意見についてNHKの見解を示すことも重要である。

先の裁判員裁判についていうと、NHKは「被告」「被告人」という用語につ

好評意見 (計 81 件)		厳しい意見 (計 426 件)	
番組内容への要望	78	放送過剰	103
わかりやすい・勉強になる	16	ワイドショーのよう	27
期待・感謝	11	放送不要	18
その他好評意見	15	意図を感じる	13
		映像不評*	94
		用語に疑問**	73
		コメント不評***	66
		出演者（言葉遣い・服装な	50
		不十分・わかりにくい	48
		その他厳しい意見	35

いては局の解釈を示しているが、視聴者とNHKの回路を突くものとするためには、それ以外でも件数が多かった（放送過剰）という意見、あるいは、より具体的に（判決後に裁判員が顔出しした記者会見の模様を伝えたことを疑問視する意見）についてNHKの見解が示される必要がある。

●視聴者参加型の番組討論番組の定例化

視聴者から寄せられた意見を第三者機関やNHKが整理して誰もがアクセスできる媒体に公表することは有意義である。しかし、このような方法だけでは視聴者と放送局の「一方通行的回路」となりやすく、視聴者にとっては「言い放し」という不満が残りがちである。そこで、視聴者と放送局の「双方向的回路」として、しかも多くの視聴者が番組や経営に関する自分以外の視聴者の意見、それに対する放送局の見解を知る「公共の討論の広場」を設ける意味で、「視聴者参加型の番組討論番組」を定例化することを提言したい。

その手始めとしてNHK経営委員会が放送法第一四条の三にもとづいて年四回以上開催することになっている受信契約者の意見を徴する会（通称「視聴者のみなさまと語る会」NHK経営委員とともに）の模様（録画）を多くの視聴者が視聴しやすい時間帯に編集を加えず、総合テレビなり教育テレビで放送することを提案したい。ちなみに、この「語る会」は全国の主要都市でNHK経営委員数名に加え、NHK会長、副

会長もしくは役員が出席して年五、六回開催されている。

こうした視聴者と放送局幹部との直接対話、そしてその生放送を通じて、対話に参加しなかった視聴者も番組や経営への視聴者意見を知ることができ、番組や経営への視聴者の関心と監視の力量を涵養するのに有益である。

さらに、NHKは全国紙が紙面審査委員と編集部の責任者の紙面討論を定期的に掲載しているのに倣って、視聴者代表、放送番組審議会委員、メディア専門家らと局側との番組編成や経営のあり方に関する討論番組を多くの視聴者が視聴する時間帯に定期的に放送するという企画を試みてはどうか？

●支払意思額を指標にした放送評価の危うさ

近年、視聴者による番組評価の手法として視聴者の支払意思額を受信料の便益価値、ひいてはNHKに対する視聴者の評価の指標として用いる試みがなされている。そこでは、事業支出決算額に対する視聴者の支払意思額の倍率が放送事業のコストに見合う成果、すなわちNHKに対する視聴者の評価と解釈される。放送研究者の中には、NHKが支払意価格による視聴者便益の調査手法を確立して定期的な調査を行うことにより、視聴者の番組評価をマクロ的に把握し公表することを期待する論者もいる。

では、この支払意思額が意味するものは何なのだろうか？

放送局としてのNHKに対する評価

なのだろうか、それとも地上放送、衛星放送などチャンネルごとの評価なのだろうか、あるいはジャンル別の番組（報道、娯楽、ドキュメンタリー、趣味・スポーツなど）に対する評価なのだろうか、それとも個々の番組に対する評価なのだろうか？

受信料をNHKが提供する総体としてのサービスに対する負担と解し（現行法上、受信料はNHKの放送サービスに対する対価とはみなされていないが）、それに対する便益（成果）として支払意思額を解釈して双方を対比するのであれば、支払意思額はNHKの放送ならびに経営（受信料の使途等）全般に対する視聴者の評価（満足度）の指標と解釈するのが論理的である。となると、支払意思額は放送（局）に対する視聴者の信頼性の総括的指標の一つとして用いることに一理はあるかもしれないが、多岐にわたる番組評価の指標となり得るわけではないことを銘記しておく必要がある。

他方、こうした支払意思額（調査）は視聴者の側からみると、どのように受け取られるだろうか？ 視聴した番組の総合評価の指標として「受信料をどれだけ払う意思があるか」を問われるとなれば、「自分の番組評価に応じて支払うのが合理的だ」という意識を視聴者に醸成するとしても不思議ではない。そして、こうした視聴者意識に行きつく先には、見たい番組を見た時間だけ受信料を支払う「スクランブル方式」がある。

しかし、こうした受信料を視聴者個人

の番組評価に基づく対価と捉える制度、特にそれが前記の接触者率追求と併用された時、「NHKの役割とは、放送を通じて『公共』の時間と空間を作り出し、意見のつぼの中から人々の『共感』を導き出すことだ」と思う。そのために大切にしたいのが質……質こそ絶対譲れないというのが、公共放送としての『一分』だ。（永井多恵子「公共放送像を語る」、『朝日新聞』二〇〇六年九月一日）という公共放送の根幹的存在意義を揺るがすことにならないか、大変危惧される。

●独立放送委員会を視聴者主権の橋頭堡とするために

政権交代を機に、電波の割り当て権限を含む放送行政の権限を所管行政庁（総務省）、政府から独立した第三者機関（独立放送委員会…仮称）に移管させる構想が現実味を帯びてきた。「国家を監視すべき放送機関が国家に監視・監督される矛盾を解消する」という委員会創設の趣旨は放送の自主自律の核心を表現する言葉といつてよい。問題は現実の制度づくりにあたって、この理念、特にここでは視聴者の放送への参加という理念をどう貫き、担保するのかということである。

その点で注目すべきは委員の選考方法である。これを従来のNHK経営委員の人事にならって、総務省がリストアップした候補者を政府が国会へ提出し、国会の同意人事を経て選任するという方法を踏襲したのでは、政府による「オビ・オン・ショッピング」がまかりとおり、政府・所管庁の意向を忖度しながら



「法と民主主義」放送の公共性とは何か
(日本民主法律家協会の許可を得て転載)
09/11月号掲載

「法と民主主義」放送の公共性とは何か
その際、放送行政の代行者たる委員の地位を担保するために、選挙委員会で指名された候補者を国会が形式的に承認するという仕組みを設けることが考えられる。しかし、その場合でも政府・国会は候補者の選考に一切、関与せず、推薦委員会の決定を尊重する仕組みにする必要がある。なお、こうした選考の仕組みは独立放送委員会の設置以前に、NHK経営委員の選任にも採用されるべきものと言える。

挙動する「有識者」の居心地の良いたまり場になる公算が大である。これでは政府、行政機関が委員会を遠隔操作する御用機関となり、放送への行政介入の可視性がかえって落ちて、視聴者による放送監視の実効性が後退しかねない。
そうならないためには、放送問題の専門家、メディア研究者、法曹界、視聴者団体などから選ばれた委員で構成される選考委員会を設置し、メディア関連学会、日弁連、日本ペンクラブ等の団体の推薦を受けた候補者と公募・推薦を通じて名乗りを上げた候補者の中から、選考委員会が選任するといった方式が考えられる。

週刊金曜日 2009.12.18 (780号) より

許可を得て転載

中塚明・奈良女子大学名誉教授に聞く

朝鮮侵略の事実を書かない「司馬史観」の危険性

NHKドラマ「坂の上の雲」の原作は、歴史の偽造に満ちている。朝鮮半島支配のための戦争を正当化する司馬遼太郎の発想こそ克服されるべき自国中心主義なのだ。

『坂の上の雲』のひどさ、危険性が最も象徴的に示されているのは、「日本は維新によって自立の道を選んだ以上、すでにそのときから他国（朝鮮）の迷惑の上においておのれの国の自立をたもたねばならなかった」とする記述ではないでしょうか。実際に「迷惑」をかけられた朝鮮半島の人々の痛み、苦しみ、悲しみに何の配慮もない。

まったくおっしゃる通りです。もっとも司馬に限らず、明治時代から実に今日に至るまで、「朝鮮は日本に支配されて当たり前だ」というような考え方はきわめて根深いのです。逆にそれを真っ向から否定する言説は、非常に乏しい。その意味でこの小説は、「日本人の常識に基づいて書かれた」とも言えなくもありません。

それでもこんな『坂の上の雲』みたいな考え方が今も堂々と広まるなら、韓国の側からすれば「何を言っているんだ」ということになりかねない。実際、外交問題になってもおかしくないでしょう。

一方で、「日清戦争から日露戦争にかけての十年間の日本ほどの奇蹟を演じた民族は、まず類がない」などと自国中心主義で持ち上げる。朝鮮半島の植民地化が目的であったにもかかわらず、日清戦争が「清国や朝鮮を領有しようとしておこしたのではなく、多分に受け身であった」、日露戦争は「追いつめられた者が、生きる力のぎりぎりのものをふりしぼろうとした防衛戦であった」などとウソを書く。しかも小説なのに、「事実」に拘束されることが百パーセントにちかい」と述べる。

司馬という作家は大阪に住んでいて、そこは在日朝鮮・韓国人が多い。地元でそうした人々と接し、さらに在日の歴史家の著書なんかも読んでいたそうですから、『坂の上の雲』を書いた後に少しは「まずかったかな」と内心考えたそうです。そんな小説の、いったい何が「事実」でしょう。

彼は、計算高い人間だったと思いますよ。ありありと見えますよね、売れるためにどうやって書けばいいの、一般読者の歓心を買うためにどうすればいいのかと考えている司馬の姿が。

司馬によると、日清戦争の原因は「朝鮮半島という地理的存在にある」そうです。これでは、明治政府が日清戦争から朝鮮支配のため次々に手を打ったという歴史が見えない。

ただ、日清戦争の真実が分かってきたのは、そんなに古い時代ではなかったという歴史的制約性があったのは事実です。私が日清戦争の研究を始めたのは、1960年ぐらいからです。岩波講座の『日本歴史』が敗戦後最初に出版されたときに「日清戦争」を書くことになり、ちょうどいいタイミングで陸奥宗光文書が公開された。国会図書館の憲政資料室でこの文書を読みながら、日清戦争の研究をしていきました。

朝鮮から始まったアジア侵略

外務大臣の陸奥宗光ですね。

そこでは、たとえば日清戦争の後日本軍が朝鮮に駐兵権を得るため、日本軍を留めるよう朝鮮政府から日本政府に「依頼の文書」を出させようとしたその原案を、当の日本の外務省が作っているなどの記録が明らかになった。朝鮮を従属させるためのさまざまな条約草案らしきものを、陸奥外相のもとで作っていた。それを示す文書が、初めて公開されたのです。

私がそうした研究を始めたころ、1968年から『坂の上の雲』が世に出る。それを読んで、最初から非常に違和感がありましたね。明治政府は司馬も信じていたように表向き「朝鮮の独立のために」と言いながら、裏で実際にやった事実はどうだったのだと、陸奥文書を見て知っていましたから。

－司馬は陸奥文書を読んでいたのでですか。

いや、読んでいなかったと思いますね。陸奥文書などをきっちと読んでおけば、「受け身」だの「防衛戦」だのという話ではまったくなかったという事実がわかるはずですから。日清戦争のとき、朝鮮半島の植民地化政策に関し一次資料を元に分析したのは、同じ一九六八年に私が出版した『日清戦争の研究』（青木書店）が初めてだと思います。

司馬は、調べようと思ったら調べられたはずなのに、事実を一切書かなかった。それどころか、「韓国自身の意志と力でみずからの運命をきりひらく能力は皆無とってよかった」などと、侮蔑的な記述をする。

－しかも日本は、日露戦争前に「局外中立」を宣言したその朝鮮を無理矢理軍事占領しました。ところが司馬はこれに触れず、戦争は朝鮮を狙ったロシアからの「防衛」だったと。

まったくの大間違いですね。司馬は「坂の上の雲」で、何度も日露戦争を「祖国防衛戦」に仕立て上げようとしています。しかしながら、ロシアは満州を確保しようとはしましたが、朝鮮を植民地化しようとする意思がなかったことは、多くの歴史的資料が証明しているの

－満州事変よりも悪質です。

陸奥は、参謀本部次長だった川上操六や朝鮮の日本公使の大鳥圭介らと事前に王宮の武力占領計画を立てました。大鳥と陸奥は、朝鮮政府に対し「明治九年に日本政府と条約を結んで朝鮮は独立の国だと書いてあるのに、“属国を保護する”と称して清国軍が来ているが、条約違反だろう」と難題を吹かけけることを考え出したのです。その時、首相の伊藤博文は「それははなはだ妙案だ」といって了解します。

今こそ歴史の直視を**－こんなことをしでかしておいて、よく「奇蹟を演じた民族」などと司馬は賛美できますね。**

伊藤は、このようにワンクッション置いて悪事を既成事実化することに長けている。日清戦争の終わった一八九五年一〇月に起きた、「親露派」とされる閔妃暗殺でもそうでしたね。前代未聞の恥ずべきこの殺害を日本軍人や浪人らと実行した公使の三浦梧楼に朝鮮の日本軍を動かす権限を与えるため、参謀次長の川上がそれを許可する。それを知って外相だった西園寺公望が怒るのですが、伊藤は閣僚をまとめてそれに協力した。

－他国の要人を堂々と殺害しても、三浦は罪に問われませんでした。

殺害という点では、司馬が「新興宗教を信じる農民の反乱」程度としてしか見なさなかった、東学農民の第二次蜂起大量虐殺が特筆すべきひどさです。日清戦争さなかの一八九四年一〇月秋から起こったこの蜂起は、日本軍の王宮占領をはじめとした侵略に反対して

です。しかも最近の研究から、ロシアは南満州を放棄しても日本との戦争を回避しようとした事実が判明しています。明治政府は、こうしたロシアの意図を察知しながら、むしろ日本側から開戦に走ったといえます。

－ところが司馬の落ち着く先は、「明治の指導者たちは、一五年戦争を起こした軍閥指導者と違って立派だった。日露戦争が終わってから、日本はおかしくなった」という床屋談議のような俗論です。“史観”などともてはやされていますが。

とんでもない話です。一五年戦争での一般人虐殺や道義心の欠如、国際条約・協定の無視といった悪行は、全部日清・日露戦争でも予行演習のようにやられている。たとえば日清戦争における日本軍の最初の攻撃が、七月二三日の宣戦布告もしていない朝鮮の王宮に対してであった事実を、何人の日本人が知っているでしょう。

清と戦争する口実をでっち上げるため、王宮を占領して国王を捕らえ、「清国軍を朝鮮から追い出してくれ」という「公式文書」を出させようとした。なのに明治政府は、「王宮の朝鮮兵が発砲してきたので応戦防衛のため王宮に入った」などとウソを発表します。✓

立ち上がった、アジアでは初の民衆による抗日闘争でした。

司馬はまったく触れていませんが、計五万人以上が虐殺されている。しかも竹槍程度しかもたない民衆を小銃で皆殺しにした。そのくせ日清戦争の開戦の詔勅では「朝鮮の独立のために」となっているのですから。日露戦争後も植民地化に反対する人々への虐殺は続き、日本軍の記録『朝鮮憲兵隊歴史』などに〇〇村を全部焼いた」となどという記述があります。中国における三光作戦がすでに実施されている。

－来年は、日韓併合 100 年になります。もうこの辺で、明治政府が偽造した歴史に乗った司馬の「明治栄光論」から決別しなくては。

本来なら、敗戦時に日清戦争までさかのぼって歴史を見直すべきでした。それをやらなかった結果、「明治は良かった。昭和の軍閥が悪かった」という“常識”が戦後を支配してしまう。現在も、“過去の反省”という場合せいぜい一五年戦争だけでしょ。

そうではなくて、朝鮮半島の植民地化を目的とした二つの戦争から始めなければなりません。おそらくこんなことを言っても、巨大なNHKがこの小説をドラマとして全国に流すのですから勝負にはならないかも知れませんね。しかし、おかしいことは「おかしい」と言い続けねばならない。これは特に日韓、日朝の関係を考えるなら、「知らなかった」ですむ問題ではないのですから。

聞き手／編集部・成沢宗男

週刊金曜日 2009.12.18 (780号)

作品と史実対照表

1 他国を植民地にせねば日本も植民地になった？

「十九世紀からこの時代にかけて、世界の国家や地域は、他国の植民地になるか、それがいやならば産業を興して軍事力をもち、帝国主義国の仲間入りするか、その二通りの道しかなかった。……日本は、その歴史的段階として朝鮮を固執しなければならぬ。もしこれをすてれば、朝鮮どころか日本そのものもロシアに併呑されてしまうおそれがある。この時代の国家自立の本質とは、こういうものであった」(文春文庫新装版第3巻、173頁。以下、同版)

歴史の事実

日本が最初に植民地にしたのは台湾だったが、そうしなければ「他国の植民地」になったのか。日清・日露戦争の指導者であった山縣有朋は1890年に書いた『外交政略論』という自著で、日本の領土は独自で守ることが可能であり、さらに日本の領土を狙っている国も存

在していないという認識を有している。「朝鮮を固執しなければ」「他国の植民地になる」などという見方は司馬の妄想で、当時の指導者すらそんなことは考えていなかった。

それどころかタイやエチオピアのように、侵略政策をとらずとも帝国主義国家から植民地化されなかった国家もある。当時の日本においても、侵略・対外膨張によらない平和国家として発展すべきとする考えもあった。「植民地になるか」あるいは「帝国主義国の仲間入り」するかという単純な選択しかなかったという認識こそ、朝鮮植民地化を正当化する詭弁である。

2 日露戦争の原因はすべてロシア側にあった？

「後世という、事が冷却してしまった時点でみてなお、ロシアの態度には、弁護すべきところがまったくない。ロシアは日本を意識的に死へ追いつめていた。日本を窮鼠にした。死力をふるって猫を噛むしか手なかったであろう」

な理由として考えられることは、江戸時代以来の倫理性がなお明治期の日本国家でのごつていたせいであつたろうとおもわれる」(第7巻、218頁)

歴史の事実

日露戦争前に大韓帝国は、何度も「中立保障」を申し入れている。当時、中立国の領土不可侵は国際法に明記されていなくとも、一般的規範として認識されていた。にもかかわらず日本は主権国家の申し入れを無視し、勝手に朝鮮半島に軍隊を送り込んで戦争を始めた。さすがにうしろめたかったのか、明治政府は対外向けに「大韓帝国の同意を得た」などとウソの発表をしている。しかも日本も調印した1899年のハーグ陸戦条約の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」に反し、「占領地の法律の尊重」をせずに勝手に電信線や鉄道など軍用施設の保護を命じた「軍

(第3巻、178頁)

「ロシアが、フランスの利益に関係のない極東での侵略道楽をはじめたがために日露戦争がおこった」(第5巻、308頁。)

歴史の事実

1903年6月の御前会議では、
①ロシアが満州から撤兵しない機会を利用して、数年来の懸案である「韓国問題」の「解決」をはかる
②この「解決」にあたっては、どんな事情があろうと韓国の一部たりともロシアに「譲歩しない」
-などと決定している。つまり日本側は、「韓国問題」という名の朝鮮半島単独支配のため、最初から戦争をする気だった。だからロシア側が基本的に日本の朝鮮における「権利」「優越権」を認め、朝鮮半島の北緯39度以北の中立地帯化、満州のロシア側の権益是認を求めたにもかかわらず、1904年2月6日に国交断絶を宣言し、8日から9日にかけて韓国と清国で日本艦隊がロシア艦隊を一方向的に奇襲攻撃した。✓

もともとロシア側は前年、アレクセイエフ極東総督が軍隊の動員許可を求めたが、ニコライ皇帝は「戦争を望まないし、この戦争を許さない」と、総督から軍隊動員権を剥奪している。この背景には、「(弱く貧しい)朝鮮でのロシアの影響力の強化は、極東でロシアが解決しなければならない課題のうち最重要のものではない」(1897年にロシア外務省がソウルへ赴任する大使に送った訓令)という認識があった。

3 日本は国際法をきちっと遵守した？

「日本はこの戦争を通じ、前代未聞なほどに戦時国際法の忠実な遵奉者として終始し、戦場として借りている中国側への配慮を十分にし、中国人の土地財産をおかすことなく、さらにはロシアの捕虜に対しては国家をあげて優遇した。……精神的

律」を大韓帝国に押し付け、「違反者」である多くの民衆を処刑している。無論交戦国ではないのに軍事占領したこと自体も、国際法違反だった。

しかも日露戦争中、日本軍は戦場となった満州において、現地住民に対し殺害や強奪、労働の強制、住居の破壊・没収などを繰り返した事実については、さまざまな証言記録が残っている。戦地におけるロシア兵捕虜の虐待や虐殺、所持品の強奪も同様であった。いったい、どこが「倫理性」なのか。 ■

※高井弘之「検証『坂の上の雲』」(えひめ教科書裁判を支える会発行。問い合わせ Tel/Fax0898-23-5808)等を参照。(まとめ/週刊金曜日編集部)



「これまでにないスケールのドラマ」への危惧 醍醐聰

なぜ今、NHKが『坂の上の雲』なのか
来年は「韓国併合」一〇〇年にあたる。この時期にあえて朝鮮侵略を美化した作品をドラマ化するNHKの見識が問われる。

原作者本人がミリタリズムが鼓舞されるのを恐れて、映像化することを拒んでいた遺志をまげることが許されるのか。

「一月二十九日開始の『坂の上の雲』(NHK)を、熱く高い志を胸に抱く青年気取りで見入った。貧しい下級士族の家に生まれた秋山真之役の本木雅弘の演技は、国家の夜明けを描くドラマを地で行くものだった。第一部、日清戦争後までの五回。楽しみだ。」(無職・七二歳)

これは二〇〇九年十二月六日付け『朝日新聞』のテレビ欄に掲載された投書である。こうした投書を見るとNHKが総力を挙げて制作し、これから三年かけて放送するスペシャルドラマ『坂の上の雲』の企画意図が視聴者の内面に巧みに刷り込まれていく様子が窺える。

その企画意図とは次のとおりである。『坂の上の雲』は、国民ひとりひとりが少年のような希望をもって国の近代化に取り組み、そして存亡をかけて日露戦争を戦った『少年の国・明治』の物語です。そこには、今の日本と同じように新たな価値観の創造に苦悩・奮闘した明治という時代の精神が生き生きと描かれています。この作品に込められたメッ

セージは、日本がこれから向かうべき道を考える上で大きなヒントを与えてくれるに違いありません。」

軍国日本を賛美した原作をドラマ化する時代錯誤

本当にそうか？ 確かに司馬遼太郎の原作は秋山兄弟と正岡子規の生涯を通して「明るい明治」、「少年のような国・明治」を描こうとした歴史小説である。

しかし、兄・秋山好古は日清戦争において内モンゴルで清国軍騎兵隊などと交戦した陸軍第一師団騎馬第一大隊長であり、「名譽の最後を戦場に遂げるを得ば、男子一生の快事」(第三分冊、二八九ページ)と書き残した滅私奉公の職業軍人である。また、弟・秋山真之は日露戦争で東郷平八郎のもと連合艦隊司令長官として作戦参謀を務めた人物であり、「筑紫などという小さなふねにのっているようなことでは、主決戦場にはのぞめない」として大艦に乗って主決戦場に向かうことを志願した職業軍人である(第二分冊、六六〇六七ページ)。

しかし、その真之も肉片が飛び交う旅順の激戦で衝撃を受け、出家して自分の作戦で殺された人々を弔いたいと言いつ出した。(第三分冊、二五七ページ)

明治の富国強兵政策を「国の近代化」とこともなげに言いくるめ、秋山兄弟が歩んだ道を「希望にみちた坂道」などと文学的修辭で糊塗して原作を「明るい明治」の青春群像のドラマに仕立て上げるのは時代錯誤も甚だしい。

ドラマだからで済むのか？

「このようにいうと、「そうはいってもドラマだから」とか、「NHKの制作担当者者は原作の問題点をうまく脚色するに違いない。見ないことには何ともいえない」といった意見がある。しかし、こうした意見は問題の本質を把握し切らない浅慮である。

なぜなら、「ドラマ」とはいえ、原作の著作権を譲り受けて制作する番組である以上、NHKはドラマ化にあたって著作権法第二〇条第一項で定められた同一性保持権により、原作の根幹的思想、主張を改変できないという制約を受けている。では、原作の思想(歴史観)はどうかという点、日本国内の内乱乱臣の「同士討ちで同胞が大金をかけて殺しあうくらいなら、海をこえて朝鮮を討つた方がよい」という小村寿太郎の言葉を肯定する(第二分冊、三四ページ)一方で、日清・日露戦争を侵略戦争ではなく、「愛国的栄光の表現」(第八分冊、三四四ページ)とみなし、当時の「民族的共同主観のなかではあきらかに祖国防衛戦争だった」(文春文庫、新装版、第八分冊、三六〇ページ)と言っているばかりなのである。

すでに十四年前の村山談話では、わが国が「過去の一時期、国策を誤り、戦争への道歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」「歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫

びの気持ちを表明いたします」と表明した。その日本の公共放送・NHKがこのような歴史認識と逆行する軍国日本賛美の歴史小説を三年にわたって放送しようとする見識を厳しく問うべきは当然である。

このようにいうと、思想傾向を理由に放送番組を批判するのは放送の自由への介入だという意見が一部にある。しかし、これは表現の自由の曲解である。

憲法で保障された表現の自由は個人の自由権という意味では自己実現、人格開花のための営為にとつて欠くことができない「国家からの自由」といえる。しかし、組織ジャーナリズムにも同じことがいえるわけではない。組織ジャーナリズムにとつての表現の自由は権力を監視し、市民に有権者たる政治的素養を涵養するのに必要な知見、情報を行きわたらせるという使命に条件づけられた自由、いうなれば「国家への自由」を志向する自由である。NHKが自ら定めた「国内番組基準」で、「1. 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する。2. 基本的な人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る」という基本原則はこうした文脈で理解されなければならない。

この点で、ドラマ『坂の上の雲』が人気キャストの演技の映像効果も併せて、日清・日露戦争は日本国民が「国の存亡をかけて戦った戦争」だったという歴史観を視聴者に刷りこみ、「列強が自国の権益をかけて争った時代だから、当時の日本だけをとりえてどうこう批判して

もはじまらない」という訳知りな「戦争ずれ」人間を増やさないか大変危惧される。それだけに、『坂の上の雲』のドラマ化を、日清・日露戦争期の東アジア史を学び直す機会として能動的に生かし、「知は力なり」の流れに巻き返す努力が求められている。

司馬遼太郎の遺志を 軽んじてよいのか？

先に、著作権法第二十条第一項の同一性保持権に基づいて、今回のドラマは原作物である以上、原作『坂の上の雲』を貫く歪んだ歴史観に制約されると述べた。しかし、原作から離れ、司馬の晩年の発言に目を向けると、この意見に一定の修正が必要になる。なぜなら、司馬は生前、多くの映画会社やテレビ局から原作を受けたにもかかわらず、原作を映像化することでミタリズムが鼓舞されるのを恐れ、すべての申し出を固く断ったことはよく知られている。また、司馬は亡くなる七年前、ソウルの青瓦台で盧泰愚大統領（当時）と対談した折、「私なども、李氏朝鮮が日本（の）悪しき侵略に遭う（一九一〇年）まで朝鮮といえれば、子学（の）一枚岩で、そこには開

花思想や実学（産業を重んじ、物事を合理的に考える学派）などはなかったと思っていた。いまはだれもそうは思っていない。」（『文藝春秋』一九八九年八月号、九三ページ）と語っている。

こうした発言を以て、司馬が原作において、日清・日露戦争を日本にとつての祖国防衛戦争と捉え、朝鮮を「どうにもならない」国、「韓国自身の意思と能力でみずからの運命をきりひらく能力は皆無」（第二分冊、五〇ページ）と捉える民族蔑視の思想を清算したといえるのかどうかは不明である。しかし、遺族はどうであれ、原作者がミタリズムを鼓舞するのに利用されるのを危惧し、かたくなに映像化を拒んだのも顧みず、韓国併合百年を迎えるこの時期にNHKが原作のドラマ化権を手中にしたのを誇らしげに喧伝する様は異常である。今後三年間、厳しい監視と歴史を学び直す主体的努力が問われている。

（週刊金曜日（2009.12.18）より許可を得て転載）

「韓国併合 100 年」と 安川寿之輔氏の「丸山諭吉論」

2010/02/13

会員 方丈子

司馬遼太郎氏は、勝ち目のない戦に走った「下手をうった指導者」がなぜ出てきたのか？ 少なくとも日露戦までの指導者ではあり得なかったことではないかと考え「坂の上の雲」を書いた。が結局「魔法にかかったようで・・・？」という結論しか得られなかった。

「敗戦責任」を口にしてみたものの「天皇タブー」の二オイを感じるとさっさとあきらめてしまい、ましてや「周辺諸国の迷惑の上においておのれの国の自立をたもたねばならなかった」と「ほとんどの日本人が考えた」ことの意味を問い直すことはなかった。

2010/1 月号の『思想』、『世界』は「韓国併合 100 年特集」だった。その中で

— 重要な問題を提起されたと思います。帝国の遺産としての在日韓国・朝鮮人の問題を必ずしも自覚してこなかった、そのこと自体に近現代史を貫く問題が孕まれているというご指摘だと思います。

和田春樹氏：「終戦で日本人が感じたのは、軍国主義からの解放と、それから専制的国家（天皇制国家）からの解放・・・もう一つの大きい問題だった植民地支配の問題は、戦後の反省において日本人の心から長い間、消えていた。それは『世界』でも、朝鮮問題に対する反省は、鈴木武雄氏の「朝鮮統治の反省」つまり皇民化政策の反省—という一本の論文しか載らなかったことにも現れています（1946 年 5 月号）」

と指摘されるように、「朝鮮統治」の意味とその清算の議論は飛び抜けて少なかった。

安川寿之輔氏（名古屋大学名誉教授）は著書「福沢諭吉

と丸山眞男—「丸山諭吉」神話を解体する」の中で

「司馬が、「明るい明治」の栄光からの逸脱とみた「暗い」昭和の歩みは、（明るくない）日清戦争以来の（明治維新当初以来の）日本の歩みの強化にすぎなかったのではないかと」見ることで、日本の近代史の全体のつながりが正しく把握できるのである。

（諭吉を）明治「政府のお師匠様」以上の大きな存在、つまり日本近代化の道のり総体の「お師匠様」に位置づけなおす必要がある。とし 7 つの視点を指摘しているが「朝鮮問題忌避」の原因を考える参考になる。

①「隣接アジア諸民族に対する日本人のいわれのない侮蔑意識」に保守思想を確立した福沢が先導役を果す。

②「〈国のため〉という意識こそ日本の民衆をもっと深く呪縛していたもの」この事実在先駆的に対応するのが福沢研究史上最大の誤読箇所となった『すすめ』の〈一身独立して一国独立する事〉。

③「満蒙は日本の生命線」主張の先駆は、福沢の「最近の防禦線・・・の地は必ず朝鮮地方たるべきや疑を容れず。」

④近衛内閣の国民精神総動員運動の三大スローガンのひとつ「尽忠報国」は、福沢が壬午軍乱の翌年に提示したものと同一。

⑤福沢は、日本軍の限界と特質を見抜き、それにふさわしい「圧制の長上に卑屈の軍人を付して却てよく功を奏する」「帝室の為に進退し、帝室の為に生死する」絶対服従の愚昧の「皇軍」兵士像を造形した。

⑥石原莞爾の侵略思想の先駆としての諭吉の「東洋政略論」

⑦福沢の体系化した差別的な日本の女性論

★福沢諭吉（否それ以前から）の負の遺産は一部は血肉化するほど日本人の精神構造に刷り込まれている。切開の痛みを耐えた分析と清算が必要ということだろう。

「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティご意見板」の投稿から

sashikata 氏、KHN 氏が問題発言として投稿されていますが [NHK 経営委員会 第1110回議事録](#)の中に経営委員としてはかなり疑問符がつく発言が掲載されています。

(小林委員) NHKにとって一番大事にしなければならないのは、誠実に受信料を払い続けていてくれながら、何もNHKに難しいことを言わない人たちだと思います。また、NODで提供する番組も受信料で制作されていますので、受信料不払い者に対して、誠実な受信料支払い者と同様のサービスをNHKが提供することに、私はどうしても違和感があります。

★「何もNHKに難しいことを言わない人たち」大歓迎だ！「お客さまの一人ひとりの声をもとに、トップ自らが積極的に受けとめ、より良質で価値ある公共放送を実現」するのは困難なのではないでしょうか

(安田委員) 彼らは遺跡を保存するという概念がないので、私たちが入ったところには、盗掘だらけでした。それを止めるにはどうしたらいいのかというので、

NHKに番組を作ってほしいとお願いして、京都放送局で作ってもらいました。

(安田委員) 若者の接触者率を増やさなければならぬといっていますが、私は、今の若者に徴兵制はダメとしても、徴農制とか、徴林制とか漁村に行けとか、そういう法律で、テレビの番組も何時から何時まできちんと見るということにすればいいと思います。この番組を見なければ会社に就職させないとか、抜本的に政策を変えないと、日本は本当に大変なところへ行くのではないかと思います。

(安田委員) プラグマティック(実利的)だということですから、学生や若者は自分なりに価値があると判断しなければ見ません。だから、これを見たら受験に役立つ、これを見たら就職に役立つというようなイメージの番組作りをしていくことが必要だと思います。NHKのある番組を見ていなかったら就職もできないよというような。

★企業の採用試験にまで手を回し、接触率を上げようとするのはかえって反発を招くのではないのでしょうか。

(安田発言は [Wikipedia](#) にまで載せられています。) ■

ETV特集「日本と朝鮮 2000 年第 10 回」について

2010 年 2 月 6 日 安川寿之輔
(2010/1/31 ETV pm10~11:30 放映)

はじめに

醍醐さんからの視聴の呼びかけもあり、新聞のテレビ欄の「坂の上の雲」が描かなかった朝鮮への進出征韓論から日清戦争へ・・・という紹介を見て、NHKは<坂の上の雲>放映の若干の罪滅ぼしをするのか、とかすかな期待を懷いて、日頃の就寝時間を変更して視聴したが、結果はやはりガックリでした。

① 冒頭の江華島事件の背景についての日本側研究者の坂野潤治(敬称、略)の説明は、勝海舟について大変な誤りを犯していました。坂野は、「幕末の海軍奉行の勝海舟の時から征韓論が海軍では物凄く強くて・・・明治 8 年の日本の海軍は戦争をやりたくてたまらなかった」と説明した。しかし、勝海舟は幕末以来一貫して東アジア三国同盟・連帯論者であり、明治 6 年に参議兼海軍卿となった勝は、明治 7 年の台湾出兵の閣議決定に猛反対をして辞職した人物である(勝海舟はこの番組では、「戦争をやりたくてたまらなかった」海軍の代表格としてのみの登場)。

この番組で勝海舟を登場させるとしたら、アジア侵略の「脱亜」の福沢諭吉の道のりと並んで、同じ時代に一貫してアジア連帯を主張して、とりわけ勝海舟が日清戦争と戦後処理に徹底して反対し、戦勝に湧く日本の民衆にたいしても、「一時の勝利に自惚れるな」と警告し、「この次負ける(「逆運に会う」)のは日本の番だ」と指摘して、1945 年の日本の敗戦を予言した人物として描くべきであろう(王妃=明成皇后殺害事件

についても、勝は「閔妃殺しで世界に恥を曝した」と批判)。

② この番組を担当した塩田純チーフプロデューサーは、「シリーズには日韓双方の学者が必ず出演」したことを自負して、それが歴史を「複眼で見る」ことであると考えている様子である(1月30日「赤旗」)。被侵略国の学者を起用することが「複眼」の第一歩であることは当然である。しかし、今回の日韓双方の二人の学者は、全体として福沢諭吉とキム・オッキュン(金興燮)の関係を好意的に評価する学者を起用するというバイアス・偏向、つまり「単眼」を選択していることを見落としてはならない。

a 今回の番組では、福沢諭吉が、アジアからは朝鮮の「近代化の過程を踏みにじり、破綻へと追いやった、わが民族全体の敵」(韓国)、「最も憎むべき民族の敵」「帝国主義的拡張論者」(台湾)と評価されており、日本軍性奴隷問題に先駆的に取り組んできた尹貞玉さんの分りやすい表現では、「日本の一万円札に福沢が印刷されているかぎり、日本人は信じられない」と評価されている側面は見えてこないのである。

b 同様に、キム・オッキュンへの福沢の「援助」についても、「開化派の収攬・育成も、日本の影響力と独占的な国家利益の拡大・深化のため」という「定説」(日本近代史大系⑩『対外観』岩波書店)、「福沢にとっては、侵略のための文化工作にしか過ぎなかった。」(尹健次『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学出版会)という評価は、見えてこない。

c 一番許せないと思ったのは、福沢とキム(金興燮)の関係を批判的に見るのは、戦後日本の歴史学のせいであると

いう坂野の発言である。「歴史の現場」に即した**同時代人の目**という問題である。門下生の井上角五郎が証言しているように、福沢諭吉は、甲申政変に際して刀剣、爆薬などの武器提供を担った以上にクーデターに深くかかわりをもち（福沢がクーデターのことを「知らなかったはずはない」という坂野のコメントもお粗末だった）、「目ざす当の敵は支那なるが故に、…海陸大挙して支那に進出し、**直ちに北京城を陥れ**」、天皇の「御親征の挙断じて行ふ可きなり。」などと、福沢の「時事新報」紙は度々発行停止処分をうけたほどの強硬な軍事介入論であったから、1885 年の上野の対支示威運動の会衆三千人が、市中デモ行進の際に時事新報社前で「同社万歳」を連呼した事実はある。

しかし、1881 年『時事小言』で「無遠慮に其地面を押領」する**アジア侵略路線**を確立して以来の当時の福沢は、同じ**同時代人**である民権陣営からは「朝鮮処分二関シテ、…徒ラ二無鉄砲ノ大馬鹿論ヲ唱ヘ…」(『扶桑新誌』)、「**法螺を福沢、嘘を諭吉**」(『日の出新聞』)などと嘲られ、とりわけ吉岡弘毅(元外務権少丞)からは、「我日本帝国ヲシテ**強盗国**ニ変ゼシメント謀ル」福沢の道のり(つまり、日本の強兵富国の近代化路線)は、「**不可救ノ災禍ヲ将来ニ遺サン事必セリ**」というきびしくかつ適切な批判(後世の南京大虐殺・原爆投下・東京大空襲・沖縄戦等の悲劇の予告)をうけていたのであ

e 「脱亜論」は、甲申政変(の直接的な支援)に失敗して落ち込んだ時に書いた例外的な福沢のアジア認識であるという誤った認識(文部省の教科書検定官がこれを理由にして、福沢のアジア認識の典型として、「脱亜論」を教科書に引用・記載することを誤りとした違憲の検定に対して起こされたのが、「高嶋(横浜)教科書訴訟」である)については、以下の通りである。

1879 年『民情一新』において、日本の近代化のモデルの欧米「先進」諸国が社会主義・労働運動で「狼狽して方向に迷う」という新たな現実を認識した福沢は、1881 年『時事小言』と翌年の『帝室論』によって、不動の保守思想を確立した。上記したように、『時事小言』でアジア侵略路線を提示し、翌年の(テレビでも紹介された)「朝鮮の交際を論ず」で「**亜細亜東方**」の「盟主」日本がアジアを「文明」に誘導するという名目で、武力行使を合理化した福沢は、壬午軍乱に際しては「東洋の老大朽木を一撃の下に挫折」させるための北京攻略を要求し、1882 年『兵論』では、「脱亜論」同様に、「**支那国果して…諸外国の手に落ちることならば、…袖手傍観するの理なし。我亦奮起して共に中原に鹿を逐はんのみ。**」と提唱した。

同年 12 月の「東洋の政略果して如何せん」において、「**印度支那の土人等を御すること英人に倣ふのみならず、…**」と、大英帝国に比肩する帝国主義強国日本の未来像を描き出した福沢は、翌 1883 年の「外交論」では、「**食むものは文明の国人にして食まるるものは不文の国とあれば、我日本国は其食む者の列に加はりて文明国人と共に良餌を求めん**」と書いて、侵略こそを

る。

d 番組では、『時事小言』の翌 1882 年の福沢の論説「朝鮮の交際を論ず」は、欧米によるアジア侵略の「類焼を予防する」ための防御的な政策の表明と把握していた。しかし私は同じ論稿の「**朝鮮国…未開ならば之を誘ふて之を導く可し、彼の人民果して頑陋ならば…武力を用ひても其進歩を助けん**」という主張から、福沢が朝鮮を「文明」に誘導するという名目で武力侵略を合理化したものと把握した。つまり朝鮮が「頑陋」であることが、武力行使の容認・合理化につながるという帝国主義的な「文明の論理」の確立である。その結果福沢は、一斉に朝鮮・中国への丸ごとの蔑視・偏見・マイナス評価の垂れ流しを開始した。

それが両事変前後の「**朝鮮人は未開の民…極めて頑愚…凶暴**」「**朝鮮人…頑迷倨傲…無気力無定見**」「**支那人民の怯懦卑屈は実に法外無類**」「**チャイニーズ…恰も乞食穢多**」「**朝鮮国…人民一般の利害如何を論ずるときは、滅亡こそ…其幸福は大**」などという発言である。最後の発言は、朝鮮人は英露の支配下で「終身内外の恥辱」に耐えよという侮蔑的な社説であり、時事新報は、またまた発行停止処分をうけた。✓

文明国の存在証明とした。したがって、翌 1884 年の甲申政変においては、自ら武器提供を担った福沢は、「**朝鮮京城の支那兵を鑿(みなごろし)にし、…直ちに北京城を陥れ**」「**支那四百余州を蹂躪する**」ことを呼号し、「**神功皇后の故例に倣ふて…御親征の挙断じて行ふ可きなり。**」という最強硬の武力行使論を展開した(「時事新報」紙は発行停止処分)。

清仏戦争について、1885 年 3 月の論説「**国交際の主義は修身論に異なり**」において、「**仏軍の戦勝とさへ為りて、…道德に於ても亦正義者の名を…我輩は決して之を咎めず、寧ろ賛成して只管其活動を欽慕するものなり。**」と表明した一週間後に、福沢は「脱亜論」を書いた。以上の福沢の戦争・外交論の流れを見れば、「脱亜」日本が「西洋の文明国と進退を共にし」て、朝鮮・中国の帝国主義的「分割」への参加を提言した「脱亜論」のアジア侵略路線が、この時期の福沢にとっては不動の「国策」ともいうべきものになっていたことは、あまりにも明らかであろう。

f 福沢諭吉の『学問のすすめ』の紹介において、NHKは冒頭句について、「**天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。**」の伝聞態を勝手に削除・無視したことと、「**坂の上の雲**」初回とまったく同様に、「**一身独立して一国独立す**」についての福沢研究史上最大の誤読を踏襲して「**丸山諭吉**」神話を再現したことについては、『坂の上の雲』放送を考える全国ネットワーク HP の<[福沢諭吉と『坂の上の雲』](http://kakaue.web.fc2.com/base/17maruyamayukiti.pdf)>
<http://kakaue.web.fc2.com/base/17maruyamayukiti.pdf> を、ご覧いただきたい。■

(1 ページから続く) (岩崎貞明氏論考つづき)

▼新委員会に与えられるべき権限

これまで政府は放送局に対して、放送内容に踏み込んで、嚴重注意などの行政指導を繰り返してきた。もちろん、「やらせ」など不祥事が跡を絶たない放送業界の体質に根本的な問題があることは否定できないが、放送局側がこのような行政指導に対して、放送の自由の立場から反論したり抵抗したりしてこなかったのは、放送免許の許認可権を政府に握られているからだ。このような弊害を払拭するためには、やはり免許権限を政府から切り離して、独立の行政機関に任せることがまず必要だ。

先進諸外国では、放送行政は政府から独立した機関が担っているところが主流で、OECD（経済協力開発機構）加盟30カ国のうち26カ国が放送行政の独立機関を擁している。欧米ばかりではなく、韓国や台湾でも同様の独立行政委員会が設置されている。逆に、そのような仕組みを持たないのは、日本のほかはロシア、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、ベトナム人民共和国といった国々だ。民主党が『INDEX 2009』で掲げている「日本版FCC」も、アメリカの通信・放送行政における独立機関FCC（連邦通信委員会）に倣おう、という趣旨が読み取れる。

日本の放送実態は、アメリカのように民間放送のネットワークが圧倒的に普及していて、公共放送がわずかな位置しか占めていない国とも、欧州諸国のように何

らかの形で政府が関与している公共放送が中心になっている国々とも異なっていて、巨大な公共放送と複数の民間放送のネットワークという非常に充実した状況がある。ということは、放送行政についても日本独自の仕組みがあっていいはずだ。

日本でもほんの一時期だけ、放送行政の独立機関が存在していた。戦後、GHQの指導によって1950年に電波法・放送法が成立した際、同時に成立したのが電波監理委員会設置法だった。この電波監理委員会が、米国のFCCに倣って独立性の高い行政委員会として発足した。ところが、サンフランシスコ講和条約が締結され、GHQによる占領から日本が独立を回復した1952年、当時の吉田茂内閣はこの電波監理委員会設置法をさっさと廃止して、この委員会を省庁（郵政省・総務省）の外局である電波監理審議会に改組してしまった。元祖「日本版FCC」は、たった2年ほどしか存在しなかったのだ。

もちろん、60年前に倣って電波監理委員会をそのまま復活させることが、いま求められている改革ではないだろう。当時の電波監理委員会の委員は郵政省の天下り官僚で占められ、政府からの独立性が疑わしいものだったことも事実だ。それでも、この電波監理委員会の独立性を示すエピソードとして、日本テレビへの放送免許を出した経緯が挙げられる。当時、政府はNHKに先にテレビの免許を出すよう、電波監理委員会に働きかけていた。委員会の廃止が決まり、最後の✓

会合となった1952年6月30日、郵政省は委員会に対してテレビ免許付与の決定をしないよう申し入れたが、委員会はこれを拒否、郵政省の官僚たちを委員会の席から締め出して日本テレビに最初にテレビ免許を出す決定を下したという。

もっとも、日本テレビへの免許付与は、良くも悪くも日本の放送業界の生みの親と言いきる正力松太郎の影響によるもので、政治的な力学から離れた自律的な行政判断とは言えないものだった。それでも、時の政府の意向に反する判断を堂々と下すことができた独立行政委員会の存在は、それだけでも歴史に留められるべきものだろう。

▼放送内容への介入はNO

さて、米国のFCCは独立機関として強力な権限を有していて、放送番組の内容についても監視・チェック機能を持っている。2004年2月に行われたプロフットボール（NFL）全米一を決定するスーパーボウルのハーフタイムショーに出演した歌手・ジャネット・ジャクソンさんの胸が放送中に露出した問題で、FCCは生中継で放送したCBSテレビに対して55万ドル（約6000万円）の罰金を決定した（これについてはCBS側が逆にFCCを提訴して、フィラデルフィアの連邦高裁が支払い命令を取り消す判決を下している）。わいせつな、あるいは下品な表現について、FCCは独自にチェックして、問題があれば放送

局にペナルティを課することができるのである。

これをもって、「政府が直接規制しない独立行政委員会だったら放送の内容を自由にチェックしてもいいんだ」と思われてしまったら、筆者の本意ではない。独立行政委員会といえども、強力な行政権限が付与されるわけだから、総務省による行政指導と同様の、あるいはそれ以上の萎縮効果を放送局にもたらすことになりかねない。

日本では、NHKと民放が資金を拠出して運営している放送倫理・番組向上機構（BPO）が、人権侵害など番組上の問題が発生した場合には、裁判よりも迅速に、また経済的負担も少なく解決を図れるような仕組みを取っている。放送業界の自主規制の一環として第三者的機関を置くのは、国際的にみても類例のない、メディアの自律を尊重した仕組みと言える。せっかく作ったこのシステムを十分に生かして、放送の内容に関わる問題については行政委員会としては一切関与しないような形にしておくことが望ましい。

しかし、このような独立行政委員会を擁している国々は、何らかの形でその委員会に番組内容規制の権限を付与しているところが多いようだから、以上のような議論は現実にはなかなか難しい問題を含んでいる。日本の場合、BPOの位置づけをどうするかが、やはり最大の焦点となるだろう。

▼独立機関の組織のあり方

米国のFCCは、与野党2名ずつ、および大統領の推薦による1名の計5名の委員で構成されている。政治的なバランスは考慮されているが、国民の間のさまざまな意見を放送行政に反映させるためには不十分だ。欧州諸国では十名前後の委員を抱える組織が多く、民主的な合議体を構成するためには最低でも十名前後の委員が必要だと思われる。日本の場合、放送免許は地域性を重視している（県域免許）から、委員の選出も東京一極集中でなく、地域的なバランスを考慮したい。そうすれば、自然と多数委員制にならざるを得ないだろう。

委員の選任方法としては、選考委員会を別に設けてそこが候補を推薦する方法や、一般公開で公募する枠を設けたり、弁護士会などいくつかの団体からの推薦枠を設けたりして、選任過程をできるだけ公開することが望ましい。もちろん、政府は選考過程にできるだけ関与しないようにしておくのは言うまでもない。

委員が少ないFCCは、逆に1800人に及ぶという大規模な事務局スタッフを抱えている。しかし、番組内容の監視や規制を行わない行政委員会だということにすれば、それほど巨大な事務局は必要ないはずだ。

だから、日本の場合は事務局を作るための財源には、それほど心配はないと思う。問題となるのは、事務局スタッフを総務省などからの出向や天下りなどの官僚もしくは官僚OBで占めてしまうことだ。これでは自民党政権の時代と実質的には変わるところがなく、せっかく独立行政委員会方式を採用する意義が大きく損

なわれてしまう。

たしかに、電波・通信・放送行政は通信技術や周波数割り当てなど、非常に専門的な知識や経験が必要なものもある。そういう意味では、技術官僚やその経験者をまったく排除した事務局を構成すること自体が非現実的かもしれない。しかし、民間にも優秀な人材は少なくないはずだから、スタッフはなるべく民間から登用することにして、政府との距離を十分取れるようにすることは、ある意味で委員会の委員構成よりも重要性なポイントだろう。

▼委員会の運営も透明性を

透明性の高い組織構成を目指すなら、その運営にあたってできるだけ市民に公開してもらいたい。政府の審議会は基本的には会議を公開する方向にあるようだが、なぜか総務省の電波監理審議会は議事を公開しないままとなっている。通信関連企業などの企業秘密に関わる問題もあるかもしれないが、電波という国民の共有財産を使う以上、一定の公開性は担保されるべきだ。少なくとも、発言した委員の名前を明示した議事録を速やかに公表することは、法律で明確に義務付けられる必要がある。現に、冒頭で紹介したように「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」では、狭いながらも傍聴席が設けられ、インターネット中継もされている。こうしたことを積み重ねてゆけば、政治におけるあらゆる意思決定過程がそれなりに透明化されていくことに期待が持てる。✓

また、議論の過程でも公聴会や聴聞会を設けるなど、一般市民の意見を直接取り入れる工夫も採用してほしい。これは組織作りのための議論ばかりでなく、出来上がった組織を運営する上でも重要なポイントになる。放送や通信は不特定多数の市民がある意味で利害当事者となり得るわけだから、そういう人々の意見を参考に行政を進めることは、民主主義社会のルールとして早期に確立されるべきだと思う。またわれわれ市民も、この機会にあらゆることを「お上にお任せ」でなく、自分の意見を明確にして行政にモノ申す姿勢を心がけることも大事なことでないだろうか。

▼放送の自立・自律こそが前提

縷々述べてきた放送行政の独立機関化に向けた論点だが、これらの前提になっているのは、繰り返しになるが「独立委員会といえども国家権力の一端を担う組織であることに変わりはなく、表現の自由の観点からは放送の内容に介入するようなことは極力避けるべきだ」という考え方だ。そのためには、放送局が自立の精神を保ち、自ら市民と向き合い、市民からの批判に正面から応えて、より豊かな放送環境を作り上げる努力を払う、という姿勢が不可欠だ。

そういう意味で、いま放送のあり方についてどういう議論が行われているのか、放送局がちゃんと放送の中で視聴者に情報提供し、自らの考え方を明らかにし

ていく必要がある。放送業界はこの変動の時代にどのような行動をとるのか、心ある市民は固唾をのんで見守っている。そういう市民の視線に応えようとしない放送局では、どんなに立派な行政組織を作ったところで同じことだろう。

放送行政の独立機関化の問題は、立派な行政組織を作ることが目的ではない。それによって放送に携わる者がより自由で豊かな放送空間を実現させる気概を持たなければ、市民のメディア不信は決定的に取り返しのできないものとなるだろう。（了） ■

もくじ

- 1 頁 : 「言論の自由を守る砦」のために(岩崎貞明)
- 2 頁 : NHK「ニュース7」ウォッチから(お邪魔します)
- 3-5 頁 : 視聴者接触率を超えて(醍醐)
- 6-7 頁 : 中塚明名誉教授に聞く
- 8 頁 : 作品と史実対照表 (週刊金曜日)
- 9 頁 : 「これまでにないドラマ」への危惧 (醍醐)
- 10 頁 : 「韓国併合 100 年と丸山諭吉」(方丈子)
- 11-12 頁 : 「日本と朝鮮 2000 年第 10 回」(安川寿之輔)
- 13-14 頁 : 「言論の自由を守る砦」(岩崎論考つづき)

